

神戸市会政務活動費検査員  
平成 29 年度分検査報告書

平成 30 年 7 月 31 日

## 1. 検査の意義・概要

「神戸市会政務活動費の交付に関する条例」第1条の2に規定されているとおり、会派は、政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす責務を有している。

そして、政務活動費の支出は、「神戸市会政務活動費の交付に関する条例」「神戸市会政務活動費経理要綱」「政務活動費の手引き」など市会にて制定・決定した基準に合致すると会派が判断した場合に限り、その決定がなされるものとされている。すなわち、支出決定者（会派の代表者）は、政務活動費の支出の決定について、責任をもって慎重に判断し、政務活動費を適正に執行する義務を有していると言える。

一方で、神戸市会では、平成29年度に、議長による会派広報・広聴印刷物の納品部数確認や、検査員と会派との直接意見交換など、政務活動費の適正な執行に向けて新たな取組が開始されており、会派の自律的チェックによる支出判断を前提としつつ、会派以外による二次的なチェックがさらに加えられたところである。

そこで、第三者である検査員による検査の意義は、政務活動費の支出について、適正な支出手続きに従ってなされているか否かを、第三者が領収書等に基づいて検査することにより政務活動費の適正な執行が担保されることにあると考える。

検査の結果、平成29年度の政務活動費について、**重要な指摘事項**（違法、不正な支出で返還が必要なもの）は見受けられなかった。

但し、経理要綱や手引きなどに照らして、事務処理上の不備などが散見されたため、これについて、**その他の指摘事項**（今後対応を求めるもの）としてまとめたほか、政務活動費の適正な執行をより一層推進していくにあたっての検査員の所見を、**提案事項**（今後実施した方がよいと思われるもの）、**要望事項**（注意を喚起するもの）として記載している。

平成27年度より始まった第三者検査は、今回で3度目に当たる。このため、今回は、支出手続きの周知も徹底されている事を前提に、これまでより詳細な検査を実施した。この結果、昨年度より指摘事項が多くなっているが、年度間の比較では、むしろ、年々改善がなされていると感じている。

今後も、本報告書が、神戸市会にとって、改善の指針となれば幸いである。

## 【検査の概要】

### (1) 検査実施日

平成 30 年 6 月 11 日、12 日、14 日、15 日

### (2) 検査員

議長の検査を補佐する検査員として議長からの委嘱を受けた以下の 3 名。(近畿税理士会所属会員かつ登録政治資金監査人登録者の中から同会にて推薦した 3 名を委嘱。五十音順。)

齋藤 義典

佃 健治

藤田 隆大

### (3) 検査方法

政務活動費の支出（支出額 10 万円未満は無作為抽出）が、条例、経理要綱、手引きに規定している政務活動費の支出基準に合致しているかを中心として、適正な支出手続き及び会計処理がなされているかについて、領収書等に基づいて検査する。

## 2. 重要な指摘事項（違法、不正な支出で返還が必要なもの）

政務活動費の返還が必要となる違法又は不正と思料される支出事例は見受けられなかったため、該当なし。

### 3. その他の指摘事項（今後対応を求めるもの）

#### (1) 会派共通事項

##### ① 振込済通知書に加えて領収書を提出している事案

平成 28 年度分検査報告書において指摘をしているが、平成 29 年度においても、領収書及び振込済通知書を合わせて提出している事案が見受けられた。

この場合、二重に支払ったものと解釈することも可能である。このため、振込による支払いの場合には、振込済通知書のみを提出、もしくは領収書も徴取する場合には、ただし書きに「振込により受領」などと記載する処理を徹底されたい。

#### 会派による見解

（自由民主党神戸市議員団）

領収書に但し書きを記入するようという指導がなされていた。領収書は徴収するが、振込手数料を提示証明する資料がないため、上記の振込手数料と記載して合わせて提出していた。当時、市会事務局より特別な指導がなかったため、但し書きの記入のある領収書を優先した。現在は、全て改善済みである。

（日本維新の会神戸市議員団）

今後は振込済通知書のみを提出する。

（共創・国民民主神戸市議員団）

領収書及び振込済通知書の提出は、昨年 6 月までは認められており事務局の同意を得たうえで提出し、7 月以降は振込済通知書のみ提出として対応してきている。

（無所属 平野章三議員）

今後は、振込済通知書のみ提出で処理する。

##### ② 議員個人が負担すべき ETC 利用料金を一旦政務活動費より支出している事案

（手引き 47 頁(8)②(ウ)）

費用弁償がなされるなどの理由により本来議員個人が負担すべき ETC の利用料金を、一旦、政務活動費により支出し、後日、当該議員から同額の返還を受けるといった経理処理がなされている。

#### 会派による見解

(自由民主党神戸市会議員団)

政務活動での ETC の利用においては用務内容を明細書に記入しており、私用については、過誤払として返還している。結果的には政務活動・私用の区別はつけられていると考える。しかし、今後、過誤払いが生じないよう検討していきたい。

(公明党神戸市会議員団)

ETC カードについては、従前より政務用と私用を使い分けるように徹底しているが、特に費用弁償対象日の不使用なども含め、更に徹底していきたい。

(日本共産党神戸市会議員団)

会派として使用者に、走行前に ETC の入れ違いが無いよう確認するなど、過誤払いが生じないよう ETC カードの適正使用を徹底してまいりたい。

(こうべ市民連合議員団)

ETC の利用について、指摘の通り政務活動用と私用の ETC カード 2 枚を持ち使い分けているが、誤って使用した。ETC 利用料金は、政務活動費口座より引き落とされ事前に支出の訂正が出来ない為、後日返還となった。また、政務活動用のカードについて、利用内容を確認できる明細書は保存しており、公私の区別を明らかにしている。しかしながら、誤使用はすべきでないことから、誤使用ができるだけ発生しないよう今後も十分気を付けることとする。

(無所属 松本しゅうじ議員)

ETC の利用について、指摘の通り政務活動用と私用の ETC カード 2 枚を持ち使い分けているが、誤って使用した。ETC 利用料金は、政務活動費口座より引き落とされ事前に支出の訂正が出来ない為、後日返還となった。過誤払いが生じないよう ETC カードの適正使用を徹底してまいりたい。

③ 3 社以上の見積もり合わせを実施していない事案 (手引き 34 頁 3(1)③)

海外における管外調査に関連する支出について、3 社以上の見積もり合わせが行われていない。

**会派による見解**

(自由民主党神戸市会議員団)

1 件については、見積り合わせは行っていたが、航空会社の公式サイトとの比較であったため、見積書としての保存ができていなかった。結果的には最も

安価であった旅行業者を選定したが、今後はインターネット上においても、価格が明記されているページを印刷するなど、見積り合わせの根拠を残すよう徹底する。もう1件は別日程で実施した視察の継続調査であったため、改めて見積り合わせの実施に対する認識がなかった。今後については、その都度の見積り合わせの徹底に努める。

(日本維新の会神戸市会議員団)

今後議連などの視察に参加する際は、見積もりが適正に取られているのかを確認する。

## (2) 会派別指摘事項

○自由民主党神戸市会議員団

① 現金による支払が行われている事案（経理要綱5(4)⑦、手引き12頁(8)②)

政務活動費の支出は、原則として、振込によるものとし、現金払が認められる場合は限定されているが、現金払が認められる場合に該当しないにもかかわらず、現金による支払いが行われている事案が見受けられた。

### 会派による見解

其々の時点における認識が不足していた。現在は、全て改善済みである。

② 会派広報・広聴印刷物の印刷部数を確認していない事案（経理要綱5(4)⑥、手引き14頁(9)②)

会派広報・広聴印刷物の印刷に係る経費の支出に当たっては、その印刷部数について議長の確認を受けるものとされているが、十分な確認を受けていなかったものが見受けられた。

### 会派による見解

印刷部数73,000部のうち、残余と指摘されている650部については、新聞折込の予備分として各新聞販売店へ配布されたものであったが、その後予備分650部が印刷業者において回収され、破棄されたとのこと。本来ならば、議員側において回収し、配布すべきであったと考える。今後については、予備分についても回収を確認し、配布、保管するなど適正な執行に努める。

③ 金銭の受領者と領収書の発行者が異なる事案

領収書は契約相手方である株式会社シンテックスサービスが金銭を受領したことを示しているが、振込明細書によると、現実には金銭を領収したのは有限会社祐徳となっている。

**会派による見解**

相手方の事情により現在まで取引を行ってきたが、今回の指摘内容を問い合わせたところ、会派に支障があるようであれば有限会社祐徳との取引となるような形態の再契約を締結しますとの回答があったので、改めて有限会社祐徳と再契約を行った。

④ 平成 30 年度に帰属する経費を平成 29 年度政務活動費により支出している事案  
(経理要綱 5(5)、手引き 11 頁(7))

平成 30 年度の人件費に該当すると思われる会派職員の通勤定期代金を、平成 30 年度の政務活動費の交付決定がなされていない平成 30 年 3 月 27 日の時点で、平成 29 年度の政務活動費から一時的に立て替えて支出する経理処理がなされている。

**会派による見解**

雇用実態に合致した支払が可能となるように手引き等の見直しを提案している。

○新社会党神戸市会議員団

⑤ 政務活動費の預金口座に議員個人の資金を入金している事案 (経理要綱 5(1)、5(5)①)

会派は、政務活動費のみの預金口座を備えなければならないと規定されているが、政務活動費用の預金口座に、議員個人の資金を入金している。

**会派による見解**

これまで会派事務局運営にあたり、事務機リース代、人件費などの支払いが政務活動費振り込み時期より先行することがあり、支払いが滞らないよう、議員個人の資金の入金で会計処理してきた。今後は指摘事項を受け、支払い時期の変更や、議員の立替え払いでの会計処理に、平成 30 年 7 月から変更した。

○無所属 平野章三議員

⑥ 印刷代金を業者に二重で支払った事案（経理要綱 5(2)、経理要綱 5(4)①）

印刷業者に対して、既に印刷代金を支払っているにもかかわらず、さらに、その印刷業者に対して印刷代金を支払い、その後返金があった事案が見られた。

会派による見解

ご指摘いただいた記載については、今後しっかりと行う。

#### 4. 提案事項（今後実施した方がよいと思われるもの）

- ① 会派広報印刷物の配布・郵送が翌会計年度に行われている事案（条例第7条、手引き11頁(7)）

平成29年度に当該印刷物の作成（印刷）を行い、平成30年度に当該印刷物の配布・郵送が行われている事案が見受けられた。

経費の帰属年度は、事業が完了した時点の年度とする考え方が一般的である。住民に広報する事が目的の広報印刷物に当てはめると、住民への配布・郵送が終了した時点（平成30年度）を帰属年度とする事になる。

しかし、手引きには、「やむを得ず年度内の活動の支払いが翌年度にまたがる場合……（略）……いずれの年度の政務活動費で支出するかを判断する際は、当該活動に関する契約の履行がなされた日を基準」とすることとされている。

このため、今後の運用を明確にするため、当該印刷物の事案が、手引きに記載されている「やむを得」ない場合に該当するのか、検討されたい。

- ② 委託契約に関する事案（経理要綱4(1)）

会派が調査委託をしたときは、調査委託に係る契約書の写し、調査報告書（成果物）の写し等を議長に提出しなければならないとされている。政務活動費支出の妥当性を判断するにあたっては、調査委託により得られた成果の水準を検証することが必要であるため、その前提として、会派がどのような事項の調査を委託したのかが客観的に明らかであることが求められる。

このため、調査委託を行う場合は、より詳細な事項を契約書等に記載されたい。

- ③ 会派広報・広聴印刷物の部数確認資料の提出時期（手引き14頁(9)②、16頁(9)③、経理要綱5(4)⑥、様式20）

会派広報・広聴印刷物の印刷に係る経費の支出に当たっては、現物確認、会派から提出された資料による確認その他印刷部数が確認できる方法により、議長の確認を事前に受けることが原則とされている。

一方、会派から提出された資料等により部数の確認を受ける場合、確認のための資料を後日提出することとなっているため、印刷に係る経費を支出した後で議長の確認を受けることも、規定上否定されていない。

会派は、印刷に係る請求書が届いたときは、事務局に支出前の連絡を行うものとされていることから、遅くともこの時までには部数確認資料が議長に提出されていれば、資料により議長の確認を受けた後、印刷に係る経費を支出することとなるため、資料提出による部数確認の実効性をより強化することができる。

よって、議長は、現物確認以外の方法により印刷部数を確認する新聞折込等の場合は、例えば、新聞折込業者が預かった印刷物の部数の記載がある書類その他確認のための資料を、事業者から徴し、会派が支出する前にこの資料により議長の確認を受けるべきであると思われるため、検討されたい。

④ 海外における管外調査にかかる必要書類の提出（経理要綱 6(1)、手引き 34 頁(2)②)

海外の管外調査と国内の管外調査とで領収書等の整備に関し異なる取り扱いをする理由がないことから、海外における管外調査についても、国内における管外調査と同様に、航空賃・鉄道賃等については、領収書の貼付をもって、支払いの事実を証する書類とすべきである。

## 5. 要望事項（注意を喚起するもの）

### ① 会派広報印刷物について

会派広報印刷物の内容に議員の個人的活動が含まれていると誤解を招く恐れがある事例が見受けられた。今後、このような誤解を受けることがない広報印刷物を発行することが望まれる。